

発議第 1 号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条および米原市議会会議規則（平成 30 年米原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

米原市議会議長 吉 田 周一郎 様

議会運営委員会委員長 北 村 喜代隆

提案理由

総務教育および産業建設常任委員会の所管事項を変更するため、この案を提出するものである。

## 米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成 30 年米原市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「(米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項は除く。)」を削り、同項第 3 号中ウを削り、エをウとする。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市議会委員会条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務教育常任委員会 6人</p> <p>    ア 政策推進部の所管に関する事項</p> <p>    イ～コ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 産業建設常任委員会 6人</p> <p>    ア・イ 略</p> <p>    ウ 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>（4） 略</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務教育常任委員会 6人</p> <p>    ア 政策推進部の所管に関する事項（<u>米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項は除く。</u>）</p> <p>    イ～コ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 産業建設常任委員会 6人</p> <p>    ア・イ 略</p> <p>    <u>ウ 政策推進部の所管に関する事項（米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項に限る。）</u></p> <p>    エ 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>（4） 略</p>	<p>・ 常任委員会の所管事項の変更</p> <p>・ 常任委員会の所管事項の変更</p>